



平成27年度  
から

# 軽自動車税の 税額が変更されます

平成 26 年度税制改正により車体課税のあり方も含めた自動車関係税制の抜本的見直しが行われ、軽自動車税の税率変更が行われます。

原動機付自転車等と軽自動車等で変更時期、内容が異なりますので、ご注意ください。

【問い合わせ】 市税務課（1階⑮番窓口） ☎0994-31-1112

## 原動機付自転車・二輪車等

平成 27 年 4 月 1 日から次のとおり変更となります。

種 別		税率（年額）	
		変更前	変更後
原動機付自転車	排気量 50CC 以下	1,000 円	2,000 円
	排気量 50CC 超 90CC 以下	1,200 円	2,000 円
	排気量 90CC 超 125CC 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪	排気量 125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪小型自動車	排気量 250cc 超	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円

## 三輪、四輪以上の軽自動車

種 別				税率（年額）		
				①現行税率	②新税率	③重課税率
軽自動車	三輪車			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪車以上	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨 物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

①現行税率…平成 26 年度までに登録された四輪車等は、現行税率が適用され税額の変更はありません。

②新 税 率…平成 27 年度以降に新規で購入された四輪車等は、平成 28 年度から新税率が適用されます。

③重課税率…初期登録から 13 年を経過した環境負荷の大きい四輪車等は、平成 28 年度から重課税率が適用されます。